

特 72

21

和歌山縣視學豐永狷介著

學務委員必携

はしき

本書は、本年一月某郡學務委員集會の席に於ける予が講話の要項を補正したるものにして、敢て之を世に公にするの意志にあらざりしが、友人の勧めに依り、此度之を印行して

學務委員必携と題し、廣く世に頒つことゝなしぬ。予素より淺學、無識、其の説く所極めて平凡なりと雖、他山の石以て玉を磨くの資となすことを得ば幸甚。

明治四十三年二月

著者 識す

43. 4. 11
内交

特々
21

學務委員必携

目次

第一章	緒言	一頁
第一節	教育事業の性質	
第二節	我國の教育主義	四
第二章	本論	七
第一節	學務委員の位置	
第二節	學務委員の職務	八
一	諮問機關	九
二	補助機關	一三
第三章	各論	一四
第一節	豫算調製	一

一	教育上に於ける國家の要求	一四
二	豫算調製上の注意	一七
第二節	設備	二一
一	設備の必要	二一
二	設備の方法	二六
第三節	學齡兒童就學	三一
一	就學	三一
二	猶豫免除	三三
三	就學及出席の督促	三四
	附 學齡兒童保護會準則	三七
第四節	授業料	三九
一	授業料の性質	四〇
二	義務教育と授業料	四〇

三	高等小學校の授業料	四三
第五節	學校基本財産	四三
一	基本財産の必要	四四
二	基本財産蓄積方法	四七
第六節	教科目の加除選定	五六
一	加除すべき科目	五七
第七節	補習科の設置及廢止	五八
一	補習科の目的	五九
二	注意事項	六〇
第八節	結論	六二

附
錄

學務委員關係規則	六四
學務委員年中行事	七九

學務委員必携

第一章

緒言

第一節

教育事業の性質

凡そ國家は人類を以て組織されてゐることは何人も疑はないのであるが、國家が人類を以て組織されてゐる以上は、人類相互の間に生存競争が起るは又自然の大法である。所で人類が直に生存競争をして居ては逆も國家は治まらない、之を治めるには人類相互に共同して生活するといふことにならねばならぬ、即ち御隣りは睦しく、村中は平和、國內は安寧といふことにならねばならぬ。それには又個人は個人、隣は隣、村は村、國は國と、相互の間に一定の關係を繼續するものがなければならぬ。否らざれば各銘々思ふまま、爲したい儘に言ひ且爲るといふことになる。さすれば利害の衝突が起る、強弱の争が出来る、到底共同の生活は出来ない、のみならず、延て國家の

安寧を維持する事は出来ない。夫れで國家は其間に於て人類相互に守るべき一定の條件を設けるのである、其條件とは如何なることであるか、殺スコト勿レ、盗ムコト勿レ、欺スコト勿レ、等のことで此條件が即ち法律である。

此点から考へると、法律は國家の安寧を保つ上に於て必要なるもので、法律が無ければ國家は一日も生存することが出来ないといふてもよい。昔の臺灣や北海道のアイヌの様に、無法律で、人の首を澤山持て居るものが王様であるといふ様なことでは、迎も安心の出来る譯はない、そこで法律を設けて、其間のさまりをつけるのである。然らば國家は法律のみで宜しきかといふと、左様ではない、何となれば、國家は生存するのみでは足りない、更に發達せなければならぬ、國家も人間と同じ事で、人間は生活するのみでは足りない、更に生長發達せなければならぬ、若しも人間が生れたまゝで、發達といふことがなかつたならば、百歳まで生きても矢張乳のみ兒同様である。國家も之と同じことで、發達せない國家は、いつまでも野蠻である、それで國家は生存すると共に、更に發達せなければならぬ。所が法律は國家の生存上に就ては、

絶對的必要であるけれども、發達の点に於ては與らない、即法律は、父母を虐待する勿れ、夫婦相争ふ勿れ、朋友相害する勿れとは強制するけれども、父母に孝なるべし、夫婦相和すべし、朋友相信すべしとは強制しない。然るに國家は父母を虐待せざるを以て満足することは出来ない、更に父母に孝に、夫婦相和し、朋友相信するに至らしめねばならぬ、之即國家の發達である。而して國家が此發達を遂げんとするには、勢國民の知識と道德と、精力とを發達せしめねばならぬ、何となれば國家は國民に依て組織されてあるから、國民の知識が發達しなければ國家が發達したといへない、國家の發達は即國民の發達であるからである。

國家は自己の生存を圖るのみならず、更に其發達を希望するものとせば、國家は何に依て之か發達を圖るか、即教育である。教育は國民の知識を進め、道德を高め、且精力を増進せしむる方法である。それで國家は國民教育の方法を設け、且之を盛にして國民の知徳を進め、そして自己の發達を圖るのである、否らざれば國家は何時までも乳呑兒である、野蠻である、即發達しないのである。然らば教育は國家の發達を圖

る所以の方法で、國家が國民に教育を施すは、國家の發達を圖る目的に出づるものである。さすれば教育の事業は、自ら發達せんとする國家に於て施すべき國家當然の事業であるといふことを斷定することが出来る譯である。

第二節 我國の教育主義

我國の教育主義に於ても、教育は、國家の事業たるを失はない、上大學より、下小學に至るまで、國家の事業とせられてゐる。即大學及各種専門學校は國家直接の事業として經營されてゐる、中學校、師範學校、高等女學校も等しく國家の事業たるの性質を失はない、けれども特に其設置及費用の負担を國家が中學校、師範學校は府縣に命令し、小學校は、市町村に命令してゐる、勿論之等の施設も國家が直接經營すべき譯であるけれども、國家は財政上の都合と、直接自治團躰の利益の点から、市町村に其設置及維持の費用を負担せしめてゐる。それで府縣及市町村は、此命令に依て之を設置する譯で、若此命令が無ければ、學校を設置することは出来ない。要するに府縣

市町村は、國家の命令に依て教育事業を行ふ譯で、事業其ものは國家の仕事である。故に市町村長、郡長及府縣知事の職務に就ても、教育事務は、自治團躰の公吏として取扱ふべきものと認めない、國家の吏員として取扱ふべきものと認めてゐる、即法律に於て市町村長は、市町村の教育事務を管掌すとは無い、「國の教育事務を管掌し」云々と規定されあることを見ても明瞭なる譯である、又其費用負担に就て、各學校の規程中に各府、縣、市、町、村、の負担とすと規定されてゐる。若も之が當然府縣市町村の事業なれば、別に其負担を明記する必要はなけれども、當然國家の負担すべき費用を府縣市町村に負担せしむる譯であるから、特に其負担區別を規定されてゐる。

要するに教育費の實際は、自治團躰の支辨に属せしめてゐるけれども、命令に依て市町村に負担せしむる譯であるから、純然たる市町村自治團躰の費用ではない、國家の費用である、此点から見るも教育は國家の事業たるを失はない。

然るに、世には之を自治團躰本來の事業の如く誤解し、校地、校舍の建設、校具の

設備、その他萬般の事業を我仕事の如く考へ、校地、校舎も是て我慢が出来る、校具の不完全、村さへ辛抱すれば、是て充分である、教員も餘り高俸の人には及ばぬ、先の現在の俸給で可なりであると云ふ様は、悉く自己本位を以て打算し、濟し込で居る人か無ではない、尙甚しきに至ては、我村の學校を建てるに郡役所や縣廳の指圖に及ばぬ、自分の學校地を定めるに郡長の指定などは馬鹿らしい、村の勝手である、村が俸給を出して雇てある先生であるから、村の氣に入らぬは歸て貰ひたい、知事や郡長か勝手に増俸したり、轉任をさせたりすることは出来ない、など氣焰高くと郡長へ喰て掛る人も偶にはありはしないかと考へる。

若も教育の事業を真に我もの、如く考へ、彼の様にも爲すべし、此の様にも改むべしと、善き方面に力を尽さるゝならば、其の考の教育は國家の事業たるに至らずとも、其效果を得るに於て喜ぶべきが、現在の市町村に於けるが如く、仕事は自己の仕事の如く考へ、費用の支出に至ては人に救與を施すが如く、頻りと出し惜みをするに至ては、國家の爲實に残念なる次第である。

第二章 本論

第一節 學務委員の位置

學務委員は、市町村の名譽職である、市町村の委員である、市町村の委員は、之を設けると否とは、市町村制の規定に依り市町村の任意であるけれども、學務委員は、小學校令の規定に依り市町村會の決議に依るの限りにあらず、必ず市町村に於て之を設けなければならぬのである。それで學務委員は、市町村に於ける他の委員とは違ふ譯である、即市町村の衛生委員とか、勸業委員とかは、市町村の必要から設ける委員であるから、之を設けると否とは、市町村の考へであるが、學務委員は、それと違ひ、國家の必要上絶對的に市町村に命令した委員であるから必ず之を置かなければならぬ。勿論市町村に於ける國の仕事は、色々あるけれども、之に委員を置くとは置かぬとは市町村の任意であるが、獨り學務委員のみ國家か其設置を絶對的に命令してゐるのは、國家か教育の仕事に重きを置かれて居る事を窺ひ知ると共に教育事業の大切に

て又學務委員の職責の重きを知ることの出来る譯である。

學務委員の職務は、法律に於て「市町村長を補助し又は其の諮問に應じて意見を陳述することを得」とある、此点から見れば、學務委員は、一面市町村長の補助機關にして又一面は諮問機關である。所で其の補助を受ける市町村長の教育上に關する職務權限はといふと、市町村長は、國の教育事務を管掌し云々とありて市町村の教育事務を管掌すとは無い、それは其筈である、前に述べた通り教育は國の仕事で、市町村自治團体の仕事でないからである。それで市町村長が教育事務を扱ふに於ては、自治團體の市町村吏員として扱ふのでなく、國家の委任に依り國家の吏員として取扱ふのである。市町村長にして其の取扱ふ仕事は國家の仕事であり、其取扱ふ場合が國家の吏員として取扱ふのであるならば、其の仕事は補助する學務委員の仕事は、取りも直さず國家の仕事で、其之を取扱の場合は、又市町村の委員にあらす、國家の委員たる譯である。

第二節 學務委員の職務

學務委員の職務は、市町村長の諮問機關ともなり、又補助機關ともなるのである、學務委員の諮問機關及補助機關は、如何なる者と注意を要するものであるか述べて見よ。

一、諮問機關

國家の諮問機關は、國家の重要事項に關し理事者の意見を決定する爲に設くる譯で、國家が特に此機關を設くるのは、理事者をして誤なからしめんが爲である。我國に於て此機關を設けられてゐるは、陛下の御諮問あらせらるゝ樞密院と、文部大臣の諮問府たる高等教育會議と、市町村の學務委員と、此三機關の外は無いと思ふ。陛下の聰明にして尙樞密院に下問せらるゝは、畢竟國家を憂ふるの大御心より出でさせられたることにして恐惶措く能はざることなるが、其の他に於て獨り教育上に關してのみ、高等教育會議と、市町村學務委員の諮問機關とを設くるに至りたるは、國家が如何に教育事業を重視せらるゝかを知るに足るべきである。

樞密院議員は、國家の元勳である、高等教育會議員は、教育上の知識と經驗とを

有する人物である、市町村の學務委員も又教育上の知識と經驗を有し、且德望ある人で無ければならぬ、否勿論此種の人公選されて居ると信する。

法令の上から見ると、教育に關することは、市町村長に於て學務委員の意見を聞くべしとは書てない、學務委員に對して市町村長の諮問に應じ意見を陳述すべしと規定されてある、さすれば諮問なき事項は、意見を述べることが出来ない譯である。併しなから、法が學務委員を絶對的に市町村に置かしめたる精神に考へ、又教育が國家の發達上必要にして而も重要な仕事であると云ふ点から考へたならば、市町村長は、法に示されたる事項に就て、學務委員の意見を聞くが當然である。若し之を市町村長の職權であるとして學務委員に諮らなければ、學務委員を置た主旨に副はない、のみならず萬一市町村教育の方法を誤ることあれば、其の罪を重ねる譯である。夫れで鄭重にして學務委員に諮問せねばならぬ、又學務委員は諮問された場合に於ては、充分の意見を陳述せなければならぬが、少くも左の注意を要することと思ふ。

1、國家的觀念を要す 教育は國家の事業たるを知らば、之か意見を定むるに於て須く國家的觀念なかるべからずである。若し此觀念なくは國家の事業を遂行することは出来ない、然るに世には國家處か未だ字觀念を脱することか出来なくて、村内字の競争に力を用ひ、校地、校舎の位置に爭論し、高等小學の併置に奪取主義を主張し、或は經費の分担に両字睥み合をなし、甚たしきは區民の意見に制せられて自己の意見を確立することの出来ない學務委員も無いではない、國家の爲に慨すべきことである。

2、先見の明あるを要す 何れの事業を爲すにも、眼前のみを見て遠き考へなければ駄目であるが、教育事業の如き、國家の發達を目的とする事業に關しては、進歩的の觀念か無くてはならぬ。唯に目前の利害のみ考へ、國家百年の長計を誤るが如きは、國家が學務委員を設置したるの主旨に反するのである、然るに世には世間の進歩を知らず、高等小學校は何時まで郡中屈指の村でなければ設けられぬもの、如く考へたり、又二十年前に建てた學校を何時までも立派な學校と思ひ

誤りたり、五年後には狭くて移轉せねばならぬ校地を自慢して學校を建てたりする學務委員が無いではない、是では逆も諮問機關たる責任は盡されない、それで學務委員たる者は須らく世の進歩と國家の將來を見て意見を確立せねばならぬ。

二、補助機關

事の繁雜にして理事者一人のみにては之を處理するの不可能なる場合に於て、補助機關を設くる所以である、補助機關とは縣に於ける屬官雇員、郡に於ける郡書記、郡視學、雇の類にして、之等は元來器械的のものであるけれども、補助に依て理事者をして相當の効果を收めしめむとするには、補助の方法に二様あると考へる。

- 1、器械的 之は補助機關本來の性質にして、理事者の命令に従ひ、器械的に其事務を補助若は執行するのである。
- 2、自發的補助 之は自己の自發的活動に依り理事者に意見を述べ、理事者の同意即裁可を得て補助するものである。

補助機關たるものは、常に右二様の方面に向て働かねばならぬものである、即府縣の屬官としては、知事の命令に依て行政各般の事務に従事するが、又或時は意見を知事に上申して行政事務を助けねばならぬ。學務委員としても、之と同しく、一面は市町村長の指揮を受けて兒童の就學、出席等の事務を補助するが、又一面之等の事務に關し、此奨励法を設けては如何、此督促法に依りては如何等と色々献策して此事業の成功を期せねばならぬ。然るに、多數の學務委員中には、献策は愚か、器械的の補助、即兒童の缺席督促方をいわれても、寄合の飲會へは行くが兒童の督促には行かない、行かない所か、之か補助機關たる學務委員の職務であるといふことも知らない人がないとも限らない。これでは國家か學務委員を市町村に強制した主旨に反する、のみならず國家教育の爲誠に残念である、それで學務委員は、自己の職責に努められたい。

以上教育は國家の仕事で、學務委員は、國の教育事務に就き補助機關となり又は諮問機關たるべきものであると云ふことの御話を申しましたが、更に諮問及補助すべき事項と、其の各事項の性質に就き御話するのである。

第三章 各論

第一節 豫算調製

市町村長が教育費の豫算を調製するに當りては、學務委員の意見を聞くべき筈である。此場合に當ては、學務委員は、少くとも左の注意を拂はねばならぬと考へる。

一、教育上に於ける國家の要求 教育の事業は、國家の仕事である。故に其の費用は國家に於て支辨すべき筈であるけれども、國家は、之を市町村に負担すべしと命令せられてある。それで此費用を豫算に計上するに當ては、教員の俸給から、校舍、校具其の他の費用に至るまで、國家の要求に副へるや否を考へねばならぬ。勿論豫算調製上に就ては、市町村の經濟をも顧みねばならぬ。けれども是は第二で、第一の主眼とする處は國家といふことで無ければならぬ。市町村其ものから考へれば、一戸平均五圓より三圓の負担が好ましき譯である。併し三圓の支出では、國家の要求せる仕事が出来ないとすれば、多少重荷でも五圓を負担して可成國家の要求に副

はさねばならぬ。さるにも拘らず市町村の現況は、他人の仕事に金を出してやる様な感しをして居る所が少くない。斯る時代に在りては、學務委員たる人は豫算調製上注意を拂はねばならぬ譯である。

然らば國民教育上に就き、國家は市町村に對し如何なる要求を爲せるかといふに。

1、校地、校舍 校地、校舍は、國民教育を施す場處である。それで校地に對しては、道徳上、衛生上、通學上、不都合なき場處で無ければならない。又校地内には相當の運動場が無ければならない。校舍は、教授上、管理上、衛生上、斯くの如くなければ、ならないと規則で以て定められてある。それで市町村は其要求に應じた丈の設備を爲るが當然である。

2、校具 何れの事業を爲すにも道具なくては、出来ないことである。それで此は法に於て別段規定は無いけれども、必然の結果として之等の設備を要求してある譯であるから、之も國家の要求通り備へなければならぬ。

3、教員の俸給、旅費、其の他諸給與 教員の俸給に就ては、法律に於て市町村の義

務額を定めてある、旅費も慰勞金も宿直賄も夫々規則に於て定められてある、それで市町村は之等國家の要求に應じ是非共夫れくの費用を適當に豫算に計上せねばならぬ。

國家の要求は右三点に歸するのであつて、市町村は租税と同しく市町村の義務として命せられてあるから要求通り設備せねばならぬ。然るに町市村長は豫算を議員に削減されては面白くないとして、可成扣へ目に發案して可成市町村の經費を安勘定で済みたいとする。又可成村民の不服を受けない爲に市町村を第一とし國家を第二として豫算を調製する、其結果教育に於ける市町村の現況はといふと、此頃餘程奮發して殆ど國家の要求を満すか如き様ではあるが、中にはまた校舎は全く冢已屋である、運動場は皆無である、教具は無一物である、教員給は義務額へは程遠い、宿直をしても賄料を給せない、年末の慰勞は給せないといふ所が無ではない。是ては逆も國家の要求に副はない、國家の要求に副はないとすれば、從て國家の要求通の人物は造れない譯である、それで國家の教育事務に關係する學務委員は、市町村の教

育費豫算を調製するに當りて、第一國家の要求に副ふことに努めて頂きたいのである。

二、豫算調製上の注意 教育の仕事は、勸業や土木やの仕事と異なり、其の効果を數的に表はし且正確に之を認むることの出来ないものである、のみならず尊き人間を作る仕事であるから随分多額の費用を要する、今では市町村費の約半分以上は教育費である。それで大抵の市町村が往々此費用を削減せんとするのである、又削減されても勸業や土木の仕事の様に俄に其効果の減縮が見へない、即勸業や土木の仕事は、千圓の經費を二百圓減じたとすれば、例へば百間の堤が八十間になり、一万の桑苗が八千に減せられるけれども、教育の仕事は、人心の内部に属するのであるから、一ヶ年千圓の教員給を二百圓減し、正教員を代用教員にしたとて素人目には其成績は俄に知れない、正教員に教へられた児童でも、代用教員に教へられた児童でも、矢張「いろは」の「い」の字は左から始めて右に書くのである、又器械標本が無くとも毎日の授業は缺かない、斯様に事業其のものに對し著しき減縮が見へないわ

ら、此費用は一番削り易い、併し經費は事業の生命であるから經費の減せらるゝ丈
 け其丈け其効果に影響して居るは、當然の事で數的に表す事の出来ないとしても、確
 に其の成績はそれ丈け不良であることは免れない、若し此費用の支出に依て更に金
 を利すること即二千圓の資本で明年少くとも三百圓の利益を生ずる事であつたなら
 ば、此費用は決して削らない、のみならず借金しても支出することゝ考へる。けれ
 ども教育は事業其のものが直接金を生じない、人物といふ金を造る根本を養ふので
 ある、如何に金があつても人物が無ければ駄目である、人間さへ遣れば金は又更に
 人間に依て造られるものである、人間程大切なるものはない、其大切な人間を造る
 資本、云換へれば金を作る人間の資本は、教育であるから此費用は削り易いとて容
 易に削減するものでない、之を無茶に削減するのは資本を減して金儲けを爲んとす
 る人で經濟の原則を知らぬ人である。所で教育費に關する地方人民の現情と教育費
 の性質とは前に述ぶる通りであるから國家教育の補助機關となり諮問機關となる人
 は、此邊に充分の注意を拂はなければならぬ。特に注意すべきは、

教員の俸給である、教員は教育の主腦である、教育の効果の擧がるも否とは教員其
 の人に在るのである、それ市町村は充分の待遇即俸給を出して優良の教員を置か
 ねばならぬ、世間の人か長野縣の教育が進歩して居といふが、それは其筈である、
 該縣小學校教員の俸給は四十圓以上五十圓位の人は澤山ある、斯様の待遇をするか
 ら中等教員の免許状を持って小學校教員を奉職して居る人が澤山ある、又師範學校卒
 業生は卒業當時より、十八圓の俸給を出して居る府縣がある、然るに和歌山縣小學
 校教員に五十圓は一人も無い、又中等學校教員の免許状を持って小學校に居る人も殆
 ど無い、師範學校卒業生は初任十六圓である、卒業後二年も三年も勤めて居るけれ
 どもまだ十六圓の者か無いでもない、又府縣に依ては、圖書、唱歌、躰操、裁縫、
 習字等の技能に關する學科には、別に専科教員を置てある、のみならず六學級以上
 の學校には、校長の教授を補助する爲め學級外に補助教員を置いてある學校は少く
 ない。それで本科受持の教員も専科教授時間には、多少の暇が有つて教案の一つも
 造れる、又學校長も補助教員の教授中に教員全躰の教授も見廻る事が出来る、され

と和歌山縣では、専科教員としては、裁縫の外には、一二の學校を除く外別に専科教員は無い、それであるから本科受持の教員は、毎日一時間も手暇の時間はない、然るに市町村では、裁縫も可成本科の教員で本科も裁縫も兼持で教授の出来る人がほしい、とすれば専科教員丈けの俸給が簡略が出来ると要求して居る、又校長の教授を補助する教員としては、和歌山市の學校と郡部は五六校位である、其の他は十學級位の學校でも教員は學級數と同じく十人しか無い、それで之等の學校長は普通の教員と同じ様に一學級を担当して猶其の上全躰の統一を圖らねばならぬ、されども校長か千手觀音や十八面觀音ならいざ知らず、左様で無い限りは、是は少々無理である。

以上申述べまする通りであるから和歌山縣の小學校教員は、他府縣の教員に比して勤務時間が多くて待遇が低い、それで家事の關係のない人は、他府縣へ飛出ろふとする、況んや中等教員の免許狀を有し進て小學校に奉職せんとする者の如きは、殆んど皆無である。昔支那では死馬を千金で買へど君に勤め九臣下がある、況んや有爲の人

物にして而も國民教育の大任を負はしむる教員に對しては、充分とまでに行かなくとも、實ては他に劣らない位の俸給を出して駿馬の續出する様に爲たいものである。

第二節 設 備

市町村長より諮問すべき事項であるが、元來小學校の設備とは如何なるものであるか、其種類と性質に就き少しく述べて見よう。

一、設備の必要 小學校の設備とは校地、校舎、校具、教具、教科書、參考書の類て之等の設備の小學校に必要なことは申すまでもないことであるが、解し易き爲め今假りに學校の仕事を呉服屋を営むことに就きて御話して見れば、校地は呉服屋の場處で、校舎は營業店で、教科書は呉服反物で、教師は手代番頭、校具は箱、戸棚、店の腰掛類、教具は尺度剪み算盤の類、児童は買人である。

呉服屋を爲るには、可成人の集合し易き所謂四通八達の場合處て無ければ、如何に地面が安いからとて和歌山市の鷹匠町や、湊の土佐町邊では駄目である、學校地とし

ても其の道理で、道徳上、衛生上、通學上、不都合の無い場處でなければならぬ。又店の建方に就ても、呉服屋は呉服的でなければならぬ。如何に廣いとして、酒庫は呉服屋の店にはならない。如何に場所柄がよいとして敷居屋の店では呉服屋は出来な
い如く、學校舎は學校舎としての設備が無ければならぬ。唯廣大なるものであるとして正四角の芝居已家や、薄暗い寺の堂では教授は出来ない。若し之を可なりとすれば呉服屋の店に酒庫を用ひてもかまわないといふことになるから理窟が合はない。

又呉服屋商賣をするには澤山な反物を列へ立て、上手な手代番頭を多數雇入れても、賣物を陳列する戸棚や、御客の腰を掛ける腰掛や、尺度や、剪みや、算盤が無ければならぬ。尺度が無ければ如何に巧な手代でも、一丈が一丈一尺となり九尺五寸となることは勿論である。剪刀の代にりまさか鋏鎌も使へまい。又算盤が無ければ如何に九々の巧な番頭でも、年末の大勘定九々のみでも出来まい。之と同じく如何に巧妙な教師でも、教科書たる呉服反物を兒童に賣るに、尺度や剪刀や算盤と同じき教授用具即器械標本類なくして賣れる譯はない。若し此教具なしに賣れといはい、尺度

なくして呉服物を賣れといふと同じことで無理である。假令之を賣るにしても、三丈の注文が二丈一尺ともなる譯で、所謂單衣物には短く襦袢には長しの結果を生ずるのである。呉服屋の如き極めて單純なる商賣で、而も極めて簡單なる道具にしても、尺度の必要なる前申すが如き次第である。况や複雑なる社會萬般の事項を、而も幼年の兒童に教授するに於て、教具の必要なるは論を俟たない次第である。

然るに、小學校の實際を見ると、尺度なく、剪みなく、算盤なきものが尠くない。それで教師は苦心して、三丈の注文は成可三丈たらしめんとすれども、如何せん、尺度なきの悲しさは、時に三丈二尺ともなり、又或時には二丈二尺となることである。之を若し普通呉服屋の賣品とすれば、買人は大々的不服を唱へて、之を返却すべく隨て其の店の信用は忽ち地を拂ふに至るべきである。然るに小學校に於ける呉服屋の買人は、兒童であるから、三丈物に三丈五尺を與へられても、又二丈を與へられても其の儘受取て居る、ろれて仕立上げて着て居る着物は四つ身着るもの一が身を着たり、一つ身を着るへき者が四つ身を着たりして居る。若しも學校に於て實際斯様の着

物を着せて歸したならば親達は如何に怒ることであるか忽ちにして教員排斥の聲、人民一般の間に於て非常に八釜敷事である、併し私の所謂着物は小供の心の上に着て、外面に表れないから、親達は知らない、知らないけれども現在の小學校兒童は、體に身幅不相當の着物を着て居る者があることは受合である、其の證據は、此等の兒童が身幅合はぬ着物を着て居るから、常に風邪に罹つて發育を妨げられて居る、それで世間の人か卒業後手紙が書けぬ、算術が不確である、新聞が讀めぬといふも其の筈である。元來記憶の正確と應用の自在とは、知識の正確に依るもので、又正確の知識は口から耳への教授では充分とは申せない、所謂百聞一見で、目からするが一番である、又目からの觀察は、圖書より實物が肝要である、すみれたんばの美しさも、口の説明や繪の講釋では駄目である、蒸氣器械や電信機の説明も、口釋や圖書では判明しない、必しも實物標本模型を示してこそ、すみれたんばのいひ知られぬ美しさも、蒸氣器械電信の巧妙さも、直に解し得られ且其の記憶は確實な道理である。さるを之等の教具を備へず常に口から耳のみの教授で、而も十一二歳の

の小供に一つ身を着せて居ては、父兄に満足を與へ、國家の希望に應ずる丈けの兒童を養成することは出来ない。之れ小學校の設備に付國家か市町村長に對し、學務委員の意見を聞けといふ所以の第一である。世には高等小學校及中學校の設備に關しては、注意を拂ふけれども、尋常小學校に於ては、殆んど教具の用なさもの、如く感ずる者なきにあらすであるが、是は大なる誤である、何となれば、尋常小學校より高等小學校及中學校の教科目は、殆んど同一様で且之等科目の内容は圓周法を以て進である、即蒸氣機械の教材は尋常にも高等にも中學にもある、只其の教材の漸次複雑に成つて居るまでの事である、如何に尋常小學校として大體の構造と運轉までは必ず教へねばならぬ、高等小學校中學校とても結局は尋常小學校と同様である、只教へる箇所が簡單と複雑の相違である、如何に簡單であるといつても、中學校や高等小學校に機械がなければ説明が出来ないとすれば、尋常小學校も同じことである、殊に中學校や高等小學校の見立は多少の見聞もあり、又圖書等を見る知識もあるから場合に依りては、口釋や圖書でよいけれども、幼年の兒童に於ては、圖書

を見る力がないのみならず、見聞が狭いから是非共實物模型標本を以て説明を與へる必要がある、此道理から考ふれば吾輩は尋常小學校ころ、中學校高等小學校等よりも、器械標本類の設備が必要であると信ずる。

二、設備の方法

1、校地 小學校令の示す處に依り、道徳上、衛生上、児童の通學上適當の場處で、且其の學校相當の廣袤を有せねばならぬ譯であるが、此位置を定むるは市に於ては知事、町村に於ては郡長の職權である、併し此場合に於ては知事郡長は市町村の意見を聞き、郡長は更に知事の認可を受けねばならぬ、そして定められたる校地は、市町村に於て買受けるか又借りて置くか、又は市町村の隨意であるが兎に角設備せねばならぬ、所か和歌山縣では、此校地を定めるにつきて從來市町村のいふがまゝにした習慣があるから、今に市町村が定めるものゝ如く考へて居る人がないでもない、それで位置問題となると非常に入ヶ間しい、されども法は市町村の意見を聞き知事又は郡長か之を定むるとありて、市町村の同意を得て云々

とはない、意見と同意とは當然相違する譯であるから、同意せずとも意見を聞きさへすれば充分である、又其の時市町村が反對しても、指定が出来ないのである、結局校地指定に關し市町村の意見を聞くのは、此處に校地を定むる事といふことを豫告するまでの事である、それで市町村は自己の意見に反對する處に指定されても仕方がない、必ず之を設けねばならぬ、之が即ち國家の命令であるから餘義ない譯である。

2、校舎 校舎に關しては設備規則といふ標準があるから、市町村は之に該當する校舎を備へなければならぬか、之を設備する方法としては別に方案はない、市町村税なり寄附金なりで建てる外はない。

3、校具教具、是は教育上必需品であるが、如何に必需品でも一時に全部を完成することは逆も出来まい、さうして此必需品を來る年毎に來年にくといふて延期して居ては、前申す通り児童は風邪にはかり罹て居るから、可成早く完備せしめねばならぬ、それで市町村長學務委員は、學校長と相談して、先の學校に必

要なる品物を選定し、価格を見積り、其の上學校職員の手で出来るものは製作採集することとし、残る品物は價格の惣高を二年か三年間に配當し、市町村費か寄附金かで漸次に完整する様にせねばならぬ、就中主なる品物は、學務委員諸君か盡力して此品は某此品は某と目星を付けて有志家に品物の寄附を仰ぐか割合に早道である、さすれば寄附する人も此品は自分の寄附品であると、何時までも品物で見へてゐる、又兒童も此品は某氏の寄附であると永く其の恩に感ずる譯であるから兩得の方法である。

4 學校園 又教具の内には、死たものは駄目で、是非とも生た教具を必要とするものがある、活動的狀態の觀察を必要とする教具がある、即動植物の教具は其の生きくした處や、活動の狀態を觀察さして、活た教授をせねばならぬ、小學校で植物の葉の壓し付けたものや、蜜蜂の死たものは駄目である、是非其櫻の花の美しさ所や、蜜蜂の活動狀態を見せ、其の上に之等のものが發育する様や、栽培飼育の方法も實地に教へねばならぬ、これには學校園や、農業地が必要である、所か

之等の設備のある學校は極めて少い、之では逆も活に教授は出来ないから、何とか工面して之を備へることにしたい、之を備へるには學校近傍の土地を借るか、附近の山や荒地を兒童に開墾せしめるか、又村農會の試作地を學校に托し、農會と共同て試作し又兒童に栽培せしめることにすれば案外易く出来る、其の上蜜蜂や鳩や兎や色々の鳥獸類も飼育するし鯉や鮒や金魚の類も養ふし、土地相當に生た教材を集めることにしたい、之等の設備に就き學校園の面積や設計などは、學校長と相談なさるれば別に大なる研究も入らない。

三、參考書 元來參考書は教師の職務上に於ける食物である、教師にして參考書を見なければ活た教育は出来ないのみならず、國の仕事をする教員には又國の費用を以て食物を與へなければならぬ。そして此食物を與ふるは、教師に與ふる如くにして其の實は兒童に與ふるのである、それは丁度乳兒に牛肉を食はしむるとして乳母に食はすも同じ道理で、乳母か食へば乳となつて兒童が食ふのである、參考書も教師に見すれば其利益は兒童に受くるのである、然るに世間の人の内には、教師は免許状を

有する人である、それに依て衣食して居るものであるから参考書を要する譯はない、若し必要とすれば教師自ら求むべしといふが如き誤を唱ふるものがないでもない、成程教員は免許状を持って居る、されども世の中が進歩せぬものなればいざ知らず、若し進歩しつゝあるものとすれば、進歩に伴ふ知識を要する譯である、進歩に伴ふ知識を要するとせば、免許状を得た時代の知識では駄目である、其の知識を基礎として日進に後れない覺悟をしなければならぬ。それで参考書の必要がある、参考書が必要とすれば市町村から給與するが當然である、何となれば、其の研究は教師自らの知識を得るが第一の目的でなくて、兒童を日進に後れないものに教育せしむるが主なる目的である、云はゞ乳兒を丈夫にする爲めに乳母に牛肉を食はすのである、それを乳母には給金を與へてゐるから、牛肉は乳母の費用で買へといふは無理の注文である、又小學校の教員の講習を受くるは、乳母が牛肉を食ふも同じ道理であるから、参考書を購入して頻りに讀て貰ふとともに、時々講習に出て研究して貰ふのが必要である。

第三節 學齡兒童就學

此事務は學務委員として補助の場合と諮問に答申の場合との二方面がある、補助の場合は主として兒童の就學及出席の督促で、諮問答申の場合は就學の猶豫免除を定むる場合である、項を別て説明して見よ。

一、就學 兒童の就學といふことは、國家が自己の發達を圖る爲め兒童の保護者に對して兒童教育の義務を命じたるより起るもので、國民は此義務に依り兒童を尋常小學校に就學させなければならぬことになる、是は廿歳の男子が兵役に就くの義務を負ふて居ると相違はない、兵役の義務は自分の爲でない、國家の爲りであるといふことは誰れも疑はない、が就學の義務はまだ自分の爲に學校へ行くと誤て居る人が無いではない、現に私か就學督責の爲に或村へ出掛けて強て就學を督責して居た、處か或親か吾子を明言にしようよとせまいと他人のね前の知れ事では無い、打ちやつて置けといつて大怒りて席を蹴立て、歸人がある、又熱心に就學を督責して居

ると「私の子の事を思ふて斯程に親切に勸めて下さるは誠に難有けれども云々」と挨拶する人もある、此二人の人の言ひ方は全く反対であるけれども、何れも自分の爲に學校へ行くを考へて居る人で、あることは同様である。其の外には口にくろいはぬ斯様な誤解をして居る人が無いではない、併し若し之か兒童其の者の爲めに就學せしめるものであれば、規則の上に就學を勸めると書てある筈であるけれども、義務と見てあるから義務を盡さない者即就學させない者に對しては、就學を督責すると書てある、所謂催促である、世の中には斯様にわからない人があるのみならず、随分大切な仕事であるから綿密な規則が出来てある、即市町村長は毎年一月二十日までに其年就學すべき兒童を調べて、其兒童の保護者に四月一日何々學校へ就學させよといふことを通知する、通知を受けた保護者は、毎年二月十日までに就學するといふことを市町村長に申立てる、そこで市町村長は其の兒童數を調べて學級を編制し、教員から校舎、校具等の準備をして四月の就學に差支なき様にせねばならぬ。

二、猶豫免除 多數の兒童の内には悉く就學が出来ない、色々の事由を以て猶豫免除を申立てるものもあれば、又就學も猶豫免除も何も申立てないものがある。それで斯様な者に對しては、市町村長は實地の調査をせねばならぬ。所で多數の保護者を一人て一々實地調査をせねばならぬことであるから、餘程骨が折れる、のみならず、日限通りには結了せない、そこで學務委員が之を補助して實地調査をせねばならぬことである、此時こそ學務委員の骨を折るべき場處である、又實地調査か濟た所で之を猶豫するか免除するか否といふことになる、兵役の義務、納税の義務を猶豫免除すると同様で、随分重大事件であるから市町村長の一慮見ではゆかない、先づ以て市町村長は學務委員の意見を聞き、其の意見書を添へて毎年二月末日迄に監督官廳たる知事郡長に申請し、認可を受けて猶豫免除を決定するのである。然るに多數の學務委員中には此重大なる職務と責任を忘れ、實地調査も爲ない、意見もろこくで済して居る人が無いではない、若し之か兵役の義務であつたならば、學務委員は常に懲戒處分を受けて居らねばならぬことであるまいか、若しも就學に

關しては懲戒處分の制裁が無いからとて責任を尽さぬとあつても、市町村の先賢元老とはいわれない、それで吾輩は此邊に就きては、充分學務委員の活動を望むのである。

三、就學及出席の督促 多數の保護者中には就學させますと申立て、置いて、實際は就學をさせない、就學させて居ても缺席をさせる者がある、就學の歩合が百人中九十八でも帳面の就學で實際就學せねば駄目である、又就學の歩合が百人中百でも出席の歩合が八十や九十では駄目である、出席は少くとも九十五以上で無ければならぬ、のみならず缺席する者は兵役に就きて時々歸省するものと同様であるから、之等は嚴重の督責が必要である、其上現今の學校教育は、殆んど鎖の輪を繋いだ様に教へて行く、即第一日に「ハト」と教へたならば、第二日には「トリ」、第三日には「ハリ」といふ様に教へて行くのであるから、缺席せねば誠に覺へ易いから、缺席すると鎖が中絶するから小供が非常に難儀をする、休みさへせなければ普通の小供なら人並の成績を擧げるが、休まずと落第をする、世の親達の内には兒童が

落第すると教師の罪の様にいふ人があるが、是は間違である、教師の罪といふより寧ろ親の罪である、學務委員は此邊の事も父兄には能く説いて貰ひたい。元來兒童の缺席は教育の實績の上から見ても、教育の方法の上から見ても、大なる影響を及ぼすものであるから、規則では缺席七日に及べば學校長は督促をせよ、それで出席せねば市町村長へ報告せよ、市町村長は其の報告を受けたなれば七日毎に二回督促をして猶出席せねば市は知事、町村は郡長に報告せよ、知事、郡長は其の報告を受けたなれば更に督促をせよとある、猶其の上に學務委員は時々學校に出て兒童の出席簿に検印せよとある、此検印は一面學務委員の學校出勤簿代用で、一面には出席簿を見て缺席兒童の督責をせよといふ事である。然るに多數の學務委員中には就任以來一回も出席簿に検印しない人もある、缺席督促に一回も出掛けな事のない人もある様に推測がされる、果して左様の人がありとすれば職務汚しである殘念である。

兒童の就學及出席に就ては、各府縣共注意を拂はれて補助金を下げてある、のみな

らす府縣に依ると村費で教科書及その他の學用品は勿論、衣服并辨當料迄給してある處もある、其の上隣保互に相助くる主義から、學齡兒童保護會といふ様なものを組織して會員の醵金で貧窮兒を就學さしてある所が、和歌山縣では之等の施設は各市町村共まだ充分に普及發達してない、そこで私は或時熱心な學務委員と稱せられる某氏に對し、君は教育上に就て熱心に御世話を下さるが、校下には貧窮の爲に就學の出來ぬ兒童が随分多數あるから、それを就學さする事に御盡力を願ひ度と話し、すると某氏は「貧乏人程仕方の無いものはない、君は事情を知らぬから駄目である」と蹴られた、其の時私は誠に道理のわからぬ人であると思つて蹴られたまゝ、沈黙を守たが、併し貧乏人果して仕方のないものとするも、其の罪は親に在て兒童には無い、親は見くびつても子は見苦びられない、親か悪くて子を悪むは、所謂僧か悪くければ袈裟まで主義で道理に合はない、況や兒童を就學せしむるは國家の爲である、其の兒童の親の爲でない、又一人の兒童を就學さしたなれば一人の息子を兵役に服せしめたと同様で、國家の爲である、此理窟から考へると貧乏人の兒童でも

るといふて某氏の如く見捨るものでない、餘力のあるものは可成可憐の兒童を救助して國家の務に服せしめ、そして國の爲を圖らねばならぬ、赤十字社の年醵金を出すは直接には軍人救助の爲であるが、結局は國家の爲である、貧窮兒童を救助して就學せしむるは、直接兒童の爲であるが、結局は國家の爲である、然るに世間には赤十字社事業は國家事業であるといふ事を知て、兒童保護會即貧窮兒童の就學を購する事業は、國家の事業であるといふことを知らない、砲丸に傷けられた兵士に憫然の情を寄すが、貧乏の傷を受けて居る兒童には可憐の情を寄せられない、それで之等の兒童は、とゞく治療の法を購せずして終生不具者に終らしむるのである、誠に可憐の極であるまいか、故に私は之等可憐兒童には、諸君の多大なる同情を寄せ、國家の爲に充分の盡力を望むのである。参考の爲に左に學齡兒童保護會の準則を掲げて置こふ。

何市(町)(村)學齡兒童保護會則 (準則)

第一條 本會ハ貧困ニシテ就學スル能ハサル學齡兒童ヲ保護シ就學セシムルヲ以テ

目的トス

第二條 本會ハ事務所ヲ何町村役場内ニ置ク

第三條 會員ヲ分テテ普通特別名譽ノ三種トス

一 普通會員ハ十ヶ年間毎年金五拾錢ヲ納ムル者

二 特別會員ハ十ヶ年間毎年金壹圓ヲ納ムル者

三 名譽會員ハ本會ノ爲テ功勞アリタル者又ハ十ヶ年間毎年金三圓以上又ハ一

時金二拾圓以上ヲ寄附シタル者

第一號第二號ノ納付金ハ之ヲ分納スルコトヲ得

第四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名

二 幹事 五名

三 協議員 若干名

第五條 會長ハ本市(町)(村)長幹事ハ學務委員之ニ當リ協議員ハ會長之ヲ選任ス

第六條 本會ハ毎年二回協議會ヲ開キ左ノ事項ヲ審議ス但時宜ニヨリ臨時開會スル

コトアルヘシ

一 本會ノ維持ニ關スルコト

二 保護スヘキ兒童數及給與スヘキ學資高ニ關スルコト

三 經費ノ豫算決算ノ調査

四 其他保護ニ關スル件

第七條 本會ノ經費ハ會費、補助金、並ニ特志者ノ寄附ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 給與ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四節 授業料

是も市町村長の學務委員に諮問すヘキ事項で、如何なる事を諮問するかといふと、授業料を徴収するや否、徴収するとせば其の金額は如何、又免除方法は如何と、此三項の外は無い此の諮問に對し學務委員は如何なる考を以て答申すべきものであるが、

授業料の性質より説いて御参考に供したい。

四〇

一、授業料の性質 授業料とは國の營造物たる學校を入學する兒童が使用するから、其の使用料として使用者たる兒童の保護者より徴收するもので、市町村に架設したる橋梁を通過する人に對し橋賃を徴收する其の橋賃と同じものである。昔の寺子屋時代に於ける師匠様への御禮では無い、それで授業料其のものは先生には渡さない、市町村の豫算の上で戸籍の証明手数料と同じ様に雑收入の内に入居る、授業料は斯様な一種の使用料であるから、學校を使用する兒童は授業料を出すか當然の様に考へられるが、義務教育に關しては果して徴收し得べきものであるか、左に少しく説明して見よ。

二、義務教育と授業料 義務教育に關しては授業料を徴收すべからざるものである、何となれば、義務教育は、國家が自己の發達を圖る爲め國民に對し兒童の就學を強制してある、國家が國民に對し租税を命じてあると同様である、それで如何に國の營造物を使用するからても、義務を盡すが爲め使用するの、自分勝手に使用するの

は無いから、使用料即手数料たる授業料を徴收するは道理に合はない。義務を果すが爲め授業料を徴收するは、恰も地租を期限通に納める爲め更に手数料を出せといふと同じく、又兵役の義務を盡すか爲入營すると、更に入營手数料を出せといふと同じことである。斯様な道理に合はないことは無い、それで義務教育には授業料の徴收を許されない。然るに世の中には授業料程取り易い好財源は無いから是非徴收したいといふ人がある、取り易いものを取るなら老婆や小供の金を瞞して取る方が一番よい、だからしてまさか市町村たる公共團體が、左様な無理窟な金を取つて財源にしては濟まぬ、況や道理を教ゆる學校で不合理な金を取るとは誠に面白からざることである。

成程從來法律の發達しない時代には義務教育にも授業料を取らして居た、それで和歌山縣は其の習慣で日本國中一番多く授業料を徴收して居る、併し此不合理な授業料の徴收を許されて居るは、町村の經濟上不得次第と認められたものであらふが、市町村は斯る不合理なことまでして授業料を取らねばなるまいか、和歌山縣は日本

一番の貧乏縣であるが、誠に歎かわしい。併し縣廳では義務教育に對して授業料を取ることには可成許さぬといふことになつて居る様子である。すると授業料は止めたが昨今は寄附金といふ名の下に其の實授業料を徴收して居る町村が少くもない、不合理の上に不合理を重ねても是非授業料を取らなければならぬとは能く／＼のことであると私は誠に残念で堪へられない。

義務教育に關する授業料の徴收は、右の道理であるから市町村長は可成此不合理の授業料の徴收せぬ様にして頂き度、まして寄附金などは勿論のことである、又學務委員としては市町村長から授業料の徴收の事を諮問せられた場合は、徴收の不合理を絶叫してはしい。

若し又不得止して授業料を徴收するとしても、貧窮者に對しては無論免除の道を講じてはしい、又之を免除するにも免除の願出を待たず、町村戸數割の賦課等級の末等より三四等の者は全部、其の以上の三四等の者は三分の一とか半額にするが必要である、何となれば、出願を待てば親は出願したくとも、子は非常に嫌ふのであ

るから子に引かざるゝ親心で辛抱して必ず納める、それでは免除の實が擧らない、元來が不合理の税であるから之を均一に徴收するは猶更無理である、十日の見る所十指の指す所で、豫め誰れ／＼は授業料を收むるに及ばず、誰々は何程を納むべしと前以て限定して父兄に通知して置くことにしたい。

三、高等小學校の授業料 高等小學校は義務教育でない、任意の教育であるから、此學校に入るものは授業料たる使用料を納めるが當然である、規則の許す限り徴收するがよい、併し財源を作るに吸々として無理に授業料額を高めることは就學普及の上にて得策でない、それで可成就學の普及を圖る様にして、細民の小供でも容易に高等科に入る様にしたいものである。

第五節 學校基本財産

學務委員としては、市町村長の諮問に答へ又は補助すべき事項で、其の諮問に答ふるは、基本財産の設置、賣買、消費等の場合で、之が補助をなすは、設置上に於ける

集金、寄附募集、その他増殖の方法等の場合である、左に基本財産の必要と其の設置方法に就き聊か述べて見よ。

一、基本財産の必要 一家一村一國何れにしても之を維持經營するに足るべき基本財産の必要なるは申すまでも無いことであるが、殊に教育の如き國家の發達に従ひ擴張を要することの甚しき事業は、基本財産の必要なるは猶更である、基本財産があれは、國家が如何なる要求を爲すも、其の要求に應じて國家の目的を達せしむることは出来るけれども、若し之れがなければ市町村の負担力は限りのあるものであるから、國家が思ひ切つた要求したときは到底之に應ずることが出来ない、現に三十七八年の戰役後露國は一度に義務教育に八年制を布たけれども、我國は數年前より上下共非常に八ヶ間敷いつて漸く四年を六年にした位である、國運の發展から考へても、世界の狀態から考へても、又露國との關係から考へても、是非此際義務教育の八年制を布かれなければならぬ譯である、されどもそれが出来ないのは何故であるか、日本の國力が足りない即市町村の資力が充實してないからであると考へ

る。此点から見ると學校基本財産は大に必要である

それのみならず國に事變でも起るときは、市町村の費用中如何なる費用が一番打撃を受けるかといふと教育費である、即三十七八年戰役の際にも他の費用は新事業丈け見合すことになつたが、教育費となると教員兒童の旅行は見合せ、備品の買入も見合せ、補助教員専科教員は止めよ、校舎の新築は無論見合せて二部教授を行へといふ様に大に縮少された。勿論國家の危に關する場合不得止ことゝは云へ、年一年と發達させなければならぬ仕事を、現状維持が出来ず反て縮少させなければならぬといふは實に残念千万である。そして之れが金儲けの仕事なれば今年は損しても來年取返すといふことが出来るけれども就學の期間は八年、所謂光陰は矢の如し一度去りては又還らずであるから、結局縮少した丈け其の効果を減退したことは到底取返しは付かない、此点から見ても學校基本財産を設けることは大に必要である。

又小學教員は國民教育の大任を負ふ者であるから、國家は充分の待遇をし安して其の職に努むる様にさせなければならぬ、日本の小學校教員の俸給は、之を外國に比

し非常に低いから教員俸給に關する市町村の義務額を高めねばならぬと、十四五年も前から八ヶ間敷いふて、漸く一兩年前町村は十六圓市は二十圓とせられた。されど十六圓の俸給は僅に白米一石位であるが、白米一石で安心して親子を養育せよといふは如何にも無理である、それに斯る無理をいふは決して國家の本心ではなからふ、是も市町村の資力から考へて止むを得ざるに出でたものと信する。

以上の如く國家は教育上に就き遺憾の点は澤山あるけれども、市町村の財政に考へ可成扣へ目にして居ること、考へる、併しそれにしても世の進歩に伴ひ年々教育費の膨張は非常なもので、茲十年前の教育費と今日の教育費とは、殆んど倍額に達して居る、既往十年間に於ける日本の進歩は著しいものであるが、今後十年間の進歩は又一層甚だしきものと想像される、さすれば又之に伴ふ教育費の膨張は、既往十年間に於ける膨張の比ではない、更に又其倍額に至るかも知れない、加之市町村に於ける其の他の費用も世の進歩に伴れ増加する譯である。されば市町村は益以て負担に苦む次第であるが、さらば教育の事業を縮小することが出来るかといふと、教

育は世の進歩發達に伴れ益改良發達せしめねばならぬものであるから、例へ他の費用他の事業は縮小しても教育の事業だけは之を縮小することを國家が許さない、さすれば教育は如何なる時代、如何なる場合に於ても他の影響他の掣肘を受けない様に獨立して國家の發展に従ひ、國家と共に發達することの出来ることにせなければならぬ。それには學校基本財産が必要である、基本財産さへあれば義務年限を延長されても、教員の俸給額を高められても、又國家の事變に遭遇しても事業の遂行が出来るのである、故に學務委員諸君は市町村長と協力して之を設置に努めねばならぬ。

二、基本財産蓄積方法 學校基本財産の必要なるは前に申述べましたが、之が蓄積方法の参考として左に規程の準則とも稱すべきものを擧げん。

學校基本財産設置規程

第一條 本村ハ小學校教育ノ完成ヲ圖ランガ爲何年何月ヨリ何年何月マテ何箇年間本規程ニ依リ何小學校基本財産ヲ蓄積スルモノトス

第二條 前條滿期後ト雖モ本財産ヨリ生ズル收入ヲ以テ毎年教育經常費ノ何分ヲ支辨スルヲ得ズト認ムルトキハ更ニ期間ヲ延長スルモノトス

第三條 基本財産ノ種類左ノ如シ

- 一 蓄積金
- 二 學 林
- 三 學 田

第四條 蓄積金ニ充ツヘキモノ、概目左ノ如シ

- 一 毎年教育費ノ豫算ニ計上シタルモノ
- 二 教育經常費ノ剩餘金
- 三 他村ヨリ納入スベキ兒童委託料又ハ授業料ノ全部若ハ一部
- 四 學校不用品賣却代金
- 五 授業料ノ一部若ハ全部(高等科)
- 六 篤志者ノ寄附ニ係ル金品

(臨時寄附又ハ毎年若ハ毎月定額出金寄附又ハ穀類、果物、繭及海産物、等賣上高ニ對スル幾分ノ寄附) 若ハ其收穫時期ニ於ケル收穫物ノ寄

附

七 卒業兒童并新入學兒童保護者中特志者ノ紀念寄附

八 慶事紀念寄附

(出産、婚姻、壽賀、快氣、家屋倉庫ノ建築祝等ノ類)

九 學校財産トシテ毎戸ニ植樹セル樹木又ハ果實賣却代金

一〇 基本財産ヨリ生ズル利子

一一 學校附屬地及學林學田等ヨリ生ズル收入

一二 職員又ハ兒童ノ勞力製作物ヨリ得タル收入

一三 農場及學校園ヨリ得タル收入

第五條 學林設置ノ方法左ノ如シ

- 一 特志家ヨリ山林原野ノ寄附ヲ仰クコト

- 二 基本金利子ヲ以テ買收スルコト
- 三 地上權設定ヲナシ殖林ヲナスコト

第六條 學田設置ノ方法左ノ如シ

- 一 特志家ヨリ寄附ヲ仰シコト
- 二 基本金利子ヲ以テ買收スルコト
- 三 基本金利子ヲ以テ原野等ヲ開拓シ學田トスルコト

第七條 本財産ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ規定年限内ハ之ヲ費消スルコトヲ得ス

第八條 本財産ハ特別會計トス

第九條 本財産ハ國債ヲ買入レ又ハ郵便預金トナシ利殖ス

第十條 本財産増殖ノ狀況ハ毎年四月其ノ要領ヲ村内ニ公告ス

第十一條 本財産ハ村長之ヲ管理ス

第十二條 本財産蓄積ニ關シ必要ナル規程及帳簿ハ管理者之ヲ定ム

學林ニ關スル規程

第一條 何々學校基本財産造成ノ目的ヲ以テ學林ヲ設ケ其ノ收益ノ全部ヲ蓄積スルモノトス

第二條 學林ニ要スル土地ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ設ク

- 一 特志家ノ寄附ヲ仰クコト
- 二 適當ナル土地ヲ買入レ又ハ借入ル、コト
- 三 個人有又ハ共有地ノ地主ト契約シ部分林ヲ設クルコト

第三條 學校ニ植付ヘキ樹木ノ種類左ノ如シ

- 一 常綠樹 松、杉、檜、樅、扁柏ノ類
- 二 落葉樹 落葉松、檜、樺、栗ノ類

第四條 樹苗ノ供給ハ左ノ方法ニ依ル

- 一 村又ハ學校ニ苗圃ヲ設クルコト
- 二 縣郡ヨリノ下付ヲ受クルコト
- 三 縣郡ノ補助ヲ得テ買入ル、コト

四 村費ヲ以テ買入ル、コト

五 特志家ノ寄附ヲ仰シコト

第五條 植樹ニ關スル方法左ノ如シ

一 村長ハ學校長ニ協議シ植樹期日ヲ定メ一般人民ニ告知スルコト

二 植樹日ハ學校長職員兒童ヲ引率シテ植樹ノ一部ニ從事スルコト

三 村内各戸ヨリ人夫ヲ召集シ植樹ニ從事セシムルコト

四 植樹ハ年々繼續シテ(地籍廣大ナルトキ)何年間ニ完成スルコト

第六條 殖林ニ要スル費用ハ村稅ヲ以テ支辨ス

第七條 學林ノ間伐、輪伐、植繼等ニ關スル管理方法ハ村會ノ決議ヲ經テ別ニ之

ヲ定ム

第八條 學林ノ經營保護及監督ニ當ラシムル爲メ學林委員若干名ヲ置ク

學林委員ハ村會ニ於テ公民中ヨリ選任シ其ノ任期ヲ三ケ年トス

第九條 學林保護ハ地元區ニ屬託シ委員ハ其ノ保護ノ適否ヲ監督シ毎年何月其ノ

狀況ヲ村長ニ報告スルモノトス

第十條 村長ハ學林台帳ヲ調製シ常ニ林況ヲ明瞭ナラシムヘシ

第十一條 左記事項ハ最寄區ニ屬託スルモノトス但學校兒童ヲシテ之ヲ補助セシ

ムルコトアルヘシ

一 枝脚

二 防火線燒切刈拂

三 害蟲驅除豫防

第十二條 學林ノ伐採ハ村會ニ於テ之ヲ定ム

第十三條 學林ヲ伐採シタル其ノ賣却代金ハ學校基本財産ニ編入スルモノトス

第十四條 本則施行ニ關スル細則ハ村長之ヲ定ム

學校基本財産積立申合規約

第一條 學校ハ吾人子孫ノ知能ヲ啓キ品性ヲ磨キ國民トシテ有用ノ人物タラシム

ル恩師ナルヲ以テ親戚ノ最モ重キモノトシテ取扱フモノトス

第二條 出生及び婚姻ノ場合ニハ學校ヲ親戚ノ一人トシテ必ズ招待スルモノトス

第三條 學校ニ供フル膳部ハ其代價ヲ見積リ之ヲ封金トシテ左ノ金額ヲ供膳スルモノトス

出產 一人前 金拾錢以上

婚姻ハ縣稅戶數割貧富等ニ依リ左ノ區別ニ依ルコト

自第一等至第五等 金一圓五錢以上

自第六等至第十等 金七十五錢以上

自第十一等至第十五等 金五十錢以上

自第十六等至第二十等 金三十五錢以上

自第二十一等至第二十五等 金二十三錢以上

自第二十六等至第二十九等 金拾五錢以上

等外 金拾錢以上

第四條 學校ニ供セシ膳部料ハ招待ノ當日又ハ翌日之ヲ大字總代へ差出スルモノ

トス

第五條 大字總代ニ於テ前條ノ膳部料ヲ受領シタルトキハ其招待ノ各自ト施主ノ

住所氏名ヲ書シ之ヲ所屬小學校長へ送附スルモノトス

第六條 前條膳部ヲ受ケタル小學校長ハ毎月十五日及び末日ノ兩度ニ取纏メ仕譯

書ヲ添へ之ヲ所轄村長へ送附スルモノトス

第七條 村長ハ該膳部料ヲ郵便貯金トシ五拾圓以上ニ達スル時ハ之ヲ公債證書ニ

換へ遞信省ニ保管預ケテ爲スモノトス

第八條 本規約ニ依リ得タル基本金ハ本規約實施ノ日ヨリ二十ヶ年元利共使用セ

ズ滿期ニ至リ之ヲ村會ニ譲リ處分スルモノトス

以上の規程は勿論準則として挙げたものであるから、土地の情況に依りて取捨選擇宜しきに適する様にせなければならぬ、尙此以外に於ても基本財産蓄積の方法としては種々ある譯であるから、充分の研究を積まれ、各種の方法を講じて、兎に角教育の獨立を圖ることにしたいと考へる。

第六節 教科目の加除選定

教科目は國民知能の内容であるから、國家が自己の希望通の國民を作らんとするには、其の知能の内容たる教科目を選定すべきが當然である。それで國家は沖縄の人でも、北海道の兒童でも、又東京の小供でも、苟も日本國民たる以上は、是れ丈の教科は必ず教へを受けなければならぬ、又小學校たる以上は必ず此教科を置かねばならぬと、或程度までは限定されてある。それは其の筈である、若し日本國中多數の市町村が區々の教科目を置いたならば、甲は國家の要求より以上の教育をして、乙は要求に足りないことか程遠いといふことになる、さすれば其の出來上りは區々の國民となつて統一がつかない、それで國家は或程度までは國民の知識を平等にする積りで教科目を限定せられてある、所が、國民の生活状態は農工商各種の業務に分かれて居るから、又之等の状況をも考へて業務に適當なる教育を施すのも又國力發達の上に必要なある、のみならず、國民は舊來の發達關係から地方に依り其の知能に先天的の相違が出來て居る、加之、國家は絶対に要求したいとしても、教育の機關が備らないといふ

ような所から、土地の情況に依り加除すべき科目と、國家が定めたる科目の内から土地相當に選定することの出來る科目とがある、そして其の科目の加除選定は市町村の爲すべきものであるが、之を決定するに於ては學務委員の意見を聞かねばならぬことである、其の科目とは如何なるものであるか、法律に明記してあるけれども念の爲に述べて見よ。

一、加除選定すべき科目

イ、尋常小學校 四十年三月勅令第五十二號附則第五項に依り當分の内唱歌を缺くことを得るとある、是は缺かぬが當然であるけれども、唱歌は技能の教科であるから餘り下手な教師では駄目である、所が、我國の小學校教員には此教科の知識と技能のないものが少くない、それで之を必須の科目とすれば教師を得ることに難儀をすると認め、當分の内之を缺くことを得るとせられた譯である。

又小學校令第十九條第二項に依り手工を加へ、第一學年第二學年に圖書を課することを得るとせられてある、是は課せざるが本賦であるけれども、土地人民の氣

質生業の關係上から考へ、必要と認めれば加へても宜しきことである。之に就き學務委員が意見を述べ決定するものである。

ロ、高等小學校 手工、農業、商業の一科目、又は數科目は必ず之を加設せねばならぬことに定められてある、此何れを加設するかといふことの選定が學務委員の意見を述べたる所である、之は土地人民の生業状態から考へて決定せねばならぬ。又土地の情況に依りては英語も加へることが出来るが之に關する意見は學務委員の述べべきものである。

其の他の細かなことは學校長の職權であるから茲には略する。

併し右の加除選定をしても直に實施することは出来ない、之等の加除選定は兒童の心身關係から教育全躰の成績に大なる關係があるから、更に知事の認可を受けて實施すべきものである。

第七節 補習科の設置及廢止

市町村長が市町村會に議案する前に於て學務委員の意見を聞くべきものであるが、

元來補習科なるものは如何なる性質のものであるか、簡單に其の目的方法を述べて見よ。

一、補習科の目的 補習科は獨立の學校ではない、小學校に於ける教科の一つである、尋常高等小學校に於ける高等科の如き性質のもので本科即尋常科又は高等科を卒りたる者、又は之と同等の學力を有する者で、普通小學校の教授時間内には學校へ來ることが出来ぬが、晩方の一二時間とか、夜分とか、又農業の隙などきとかに教へを受けたい、さなくば今迄教へられた所も忘れるからさらへをしたいといふ兒童を、小學校の教授時間外や、又休みの時などに集めて、復習もし又進た知識を與へて、兎に角小學校教育の効果を完くせしめんとするのである。

元來此教育は小學校を卒業して既に業務に就て居る兒童に、其職業のひま／＼に教育をするのであるから、毎日五時間六時間といふ授業をせぬが本躰である、僅に一時間宛でもよい、さりとて毎日五六時間宛教ゆるも差支はない、又年中通して學校を開かなくとも、夏一ヶ月とか冬三ヶ月とか、季節を選びて教授することも出来る、

又日曜日や夜間若は朝夕等に教ゆることも出来る、又校舎や校具やは普通の小學校のものを使用してもよい、民屋を借り受けてもよい、決して六ヶ敷ことはいわれない、教員も其の通り小學校の教員に兼持さしても、又別に任用してもよい、又其の人も正教員でなくとも相當の人であれば結構である。

斯る便宜の方法に依りて設けらるゝ教育法であるから、町村の資力の乏しくて高等小學校の出来ぬ町村などは斯種の教育法を設くるが必要且適切であると考へる。

二、注意事項 從來各府縣とも義務教育年限延長實施の前に於ける其の實際を見ると、尋常小學校の教科と同時に教授して毎日五六時間も教へて居る、又教へる科目はといふと、地理も歴史も理科もあらゆる教科目を教へて居る、全く高等小學校と少しも相違がない、只教員が尋常科の正教員であるといふまでのことである、中には高等科の教員が教へて居る學校もあつた、それが何故高等科とせなかつたかといふと、高等科とな教ると員の俸給が高まる、器械標本類の設備を要すると、全く經濟問題から來たことと考へる、所が、義務年限が延長されてからといふものは、斯種の學校は全く跡を絶た、併し茲四五年もして義務年限延長の設備が完成した後、獨立の國民としては少くも高等小學校を卒業せねばならぬといふ様な進運に向へば、又高等小學校類の補習科が出来ると違ひない、けれども今は漸次義務教育八年の準備をして行かねばならぬことと思ふから、無暗に金吝をせずに進で名實相叶ふ高等小學校を併置する方が適當である、併し止むを得ざる場合は次の方法がある。即山間僻地の村方で校舎丈けはあるが、村内に學校が二三校もあり、何れの土地に高等科を置ても通學が出来ず、加之、尋常科の正教員の上に高等の正教員を聘用して村内全躰の學校へ高等科を置く事が出来ぬといふ様な場合は、各學校へ補習科を置きて無資格教員でも、又准教員でも聘用して普通小學兒童と共に補習教育をするのである。併し此場合に於て高等小學校の教科書を以て教へることは出来ない、昨今は補習科用の書物が澤山あるからそれを教ゆる方が利益である、又尋常科受持の教師に毎日一二時間位宛教へさせたりすることも絶対に出来ない、只日曜日位に特に教授せしめ特別の手當を與へるなれば差支はなからふと考へる。

兎に角義務教育八年の準備は今から覺悟して居らなければならぬと思ふから、高等科の併置の出來ない村方は、補習科の設置は必要である、又高等科の設けなき村方の學務委員諸君は此邊に就きて充分の計劃と尽力とを望むのである。

第八節 結 論

以上述べました通り教育の事業は、國家が自己の發達を圖る爲に施すもので、其の一部を市町村に命令し市町村の費用を以て支辨せしむるけれども、教育は國家の仕事である、而して市町村長學務委員は國家の委任に依り國の事業たる教育の事務に就事せらる人である、そして其の事業の主なる施設經營は、之等の人の計劃と盡力とに依りて發達すると否との區別があるものである、それで市町村長諸君及學務委員諸君は國家の爲に一層の盡力を望むのである、彼の教育費の豫算を調製し學校の設備を整へ學齡兒童の就學及出席督促の如きは必ずしも國家といふ觀念を失つてはならぬ、殊に學校基本財産の設置に至ては、教育をして永遠に獨立せしむる唯一の方法であるから教育と市町村の將來とに考へ充分の盡力を望むのである。

支那は大國である、東洋の先進國である、露國はより以上の大國である富國である、否世界の強國である、我國は東洋の小國である、否孤島である、後進國である、貧乏國である、然るに彼の二國は二十七八年に三十七八年に於て、吾國の爲に城下の盟となすの止むを得ざるに至つたのは、何が爲であるか、今更申迄もない國民教育有無の相違せる爲である、果して然らば教育は獨り國家の發達を圖るまででない、國家の生存も又教育に據るものであると斷定するも不都合はない、市町村長及學務委員は此重大なる國家教育の經營者である、計劃者である、否實行者である、然らば國家を發達せしむるのは市町村長學務委員なり、國家を衰頹せしむるものは亦市町村長學務委員である、否國家を亡ぼすものも亦市町村長學務委員であるといふも大なる誤でないと思ふ、市町村長及學務委員諸君は國家の爲め將來一層の奮勵努力あらんことを望む。

附 錄

六四

學務委員關係規則

小 學 校 令 (勅令)

第八章 管理及監督

第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第六十一條町村制第六十五條ニ依リ學務委員

ヲ設クベシ但市町村會ノ議決ニ依ルノ限コアラズ

町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クベシ

市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲メ條例ノ規定ニ依リ其區ニ學務委員ヲ置ク

コトヲ得

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フベシ

委員中教員ヨリ出ヅル者ハ市町村長又ハ町村學校組合長之ヲ任免ス

第六十三條 學務委員ノ職務其他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

小學校令施行規則 (文部省令)

第七章 學務委員

第八十二條 市町村、町村學校組合并ニ區ノ學務委員ハ十人以下トス但東京市ニ在

リテハ十五人マデニ増スコトヲ得

第八十三條 學務委員ハ左ニ掲グル事項ニ就キ市長市參事會町村長町村學校組合長

區長并ニ其代理者ヲ補助シ又ハ其諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス

- 一 就學督促ニ關スルコト
- 二 家底又ハ其他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト
- 三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト
- 四 設備ニ關スルコト
- 五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト
- 六 授業料ニ關スルコト
- 七 學校基本財産ニ關スルコト

六五

八 教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項ノ教科目選定ニ關スルコト

九 修業年限ニ關スルコト

十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト

第百八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四年トス

補闕選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第百八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其職ヲ失フ

參照(小學校令第二十條第二項)

第二十條高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、

唱歌、体操トシ女子ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項ノ教科目ノ外手工農業商業ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ其ノ數科目ヲ加ヘ

タル場合ニ於テハ兒童ニ農業商業ヲ併セ課スルコトヲ得ス

土地ノ情況ニ依リ英語ヲ加フルコトヲ得

農業商業英語ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

就學事務ニ關スル規程

小學校令 (勅令)

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八ケ年ヲ以テ學齡トス

學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋

常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務

ヲ負フ

學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フモノ又ハ親權ヲ行フモノナキ

トキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲、白痴又ハ不具、癱疾ノ爲就學スルコト能ハズト認メタル

トキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムベキ時期ニ於テ就學スルコト能ハザルト認メタルキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得
市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハズト認メタルトキ亦前二項ニ準ズ

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セザル學齡兒童ヲ雇傭スルモノハ其ノ雇傭ニ依リ兒童ノ就學ヲ妨グルコトヲ得ズ

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムベキ兒童ヲ市町村立尋常小學校ニ入學セシムベシ

但市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得

官立又ハ府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クベキ部分ハ兒童就學ニ關シテハ

市町村立尋常小學校ト同視ス

第三十七條 兒童ノ年齢就學ノ始期ニ達セザルモノハ之ヲ小學校ヘ入學セシムルコトヲ得ズ

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

小學校令施行規則 (文部省令)

第三章 就 學

第八十條 市町村長ハ其市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ヲ調査シ第九号表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其學齡簿ヲ編制スベシ

但第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スベシ

參照第二十五條

小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル前項ニ依ル學年ノ外

土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムベシ

第八十一條 市町村長ハ學齡簿編制后三月三十一日マデニ其年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ニシテ其市町村内ニ來住シタル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ學齡簿ニ記入スベシ但第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編制後八月三十一日マデニ其年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スベキ兒童ニシテ其市町村ニ來住シタルモノヲ遲滯ナク學齡簿ニ記入スベシ

市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滯ナク其兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スベシ市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ抹消スベシ但第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉任地ノ市町村長ニ送付スベシ

一 兒童死亡シタルトキ

二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ

三 兒童ノ居所一ケ年以上分明ナラサルトキ

前三項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スベシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムベキ期日ヲ豫メ

其保護者ニ通知スベシ

市町村町村學校組合又ハ區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲナスニ當リ兒童ノ入學スベキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但兒童ノ保護者ハ其兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スベシ其ノ通知ヲシタル後兒童ノ就學ニ關スル異動ヲ生シタルトキ亦

全

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ証明書ヲ添フルコトヲ要ス

參照校令第三十三條ハ前ニ掲ク

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其年四月又ハ九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一個年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一個年以下トス

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就キ試験ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

參照校令第三十三條ハ前ニ掲ク

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムル小學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシムル又ハ官立府縣立小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルニシテ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長ヲ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツル児童ノ學籍簿ヲ編製スルニシテ児童ノ就學ノ入學簿ヲ管理スルハ

第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ヲ様式ニ依リ學年ヲ始メ於テ入學シタル児童簿ヲ入學兒童ノ異動ヲ生ジシメタル児童ノ退學ノ事ヲ加除訂正スルニシテ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中

入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セザルモノアリトシキハ其氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係校長

ハ遲滞ナク其保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其旨ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第九十四條 郡長又ハ府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ毎年ノ終ニ卒業セタル兒童ノ氏名ヲ遲滞ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ヲ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其教科ヲ卒業スルハ退學シ若シハ廢學セシムルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其旨ヲ關係市町村

長三届出之ニシテ... (和歌山縣令) 小學校令施行細則 第四章 就學

第三十七條 市町村長ハ每學年ノ始メニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ入學期日ヲ其學校授業開始ノ日ト定メ其年一月二十日迄ニ保護者ニ通知スヘシ但規則第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ保護者ニ通知スル期日ヲ七月十日マテトス

第三十七條ノ二 市町村長ハ前條通知後三月末日マテニ其年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其市町村ニ來住シタル者アルトキ又ハ規則第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テ八月末日マテニ其年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其市町村ニ來住シタル者アルトキハ前條ノ入學期日ヲ遲滞ナク其保護者ニ通知スヘシ

第三十七條ノ三 市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其市町村ニ來住シタル者アルトキハ適宜入學期日ヲ定メ遲滞ナク其保護者ニ通知スヘシ

第三十八條 毎年入學セシキ兒童ノ保護者ニシテ規則第六十四條ニ依リ就學義務ノ免除アルニ就學ヲ猶豫シ市町村長ヨリ申立ル期日ハ其年三月十日ヲテトス但規則第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其期日七月末日ヲテトス

前項申立ル期日以後ニ於テ就學義務ノ免除又ハ就學猶豫ノ事由ヲ生シタルトキハ其ノ都度通達ヲ申立シ手續ヲサスヘシ其令式長ニ依リテ之ニ依リテ之ヲ調査シ正當ノ理由アリキ者ハ第四號表ニ依リ前條第一項本文ノ場合ハ二月末日ヲテ同條但書ノ場合ハ八月十五日ヲテ同第二項ノ場合ハ其都度監督官廳ニ稟申スヘシ

第三十九條 市町村長ニ於テ前條ノ申立ヲ受テ之ヲ調査シ實地ニ就學之ヲ調査シ正當ノ理由アリキ者ハ第四號表ニ依リ前條第一項本文ノ場合ハ二月末日ヲテ同條但書ノ場合ハ八月十五日ヲテ同第二項ノ場合ハ其都度監督官廳ニ稟申スヘシ

第三十九條之二 學齡兒童保護者ニシテ規則第八十三條ノ通知ヲ受ケタルトキハ四月十日ニ於テ就學スヘキ兒童ニ就スルニ二月十日ヲテ九月ニ於テ就學スヘキ兒童ニ就スルニ七月末日ヲテ就學ノ申立ヲナスヘシ

前項ノ申立ヲ爲カシキ者アルトキハ市町村長ニ於テ實地ニ就キ之ヲ調査シ四月ニ於テ就學スヘキ兒童ニ就テハ二月末日ヲテ九月ニ於テ就學スヘキ兒童ニ就テハ八月十五日ヲテ就學猶豫又ハ免除ノ手續ヲナスヘシ(同上ニテ追加)

第四十條 學齡兒童保護者ニシテ令第三十六條第一項但書ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキ又ハ規則第八十八條ノ届出ヲナサントスルトキハ毎年二月十日ヲテ其手續ヲナスヘシ但規則第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其期日ヲ七月末日ヲテトス

第四十一條 市町村長ハ本則第三十七條乃至第三十七條ノ三ノ通知ヲナシタル兒童ノ住所、族籍、氏名、生年月日、戸主トノ續柄及保護者ノ氏名、住所、職業、兒童トノ關係並兒童ノ就學又ハ猶豫免除ノ事項ヲ三月五日限リ關係學校長ニ通知スヘシ爾後

異動アリタルトキ亦同シ但規則第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其期日ヲ七月末日ヲテトス

第四十一條 市町村長ハ本則第三十七條乃至第三十七條ノ三ノ通知ヲナシタル兒童ノ住所、族籍、氏名、生年月日、戸主トノ續柄及保護者ノ氏名、住所、職業兒童トノ關係並兒童ノ就學又ハ猶豫免除ノ事項ヲ三月五日限リ關係學校長ニ通知スヘシ爾後異動アリタルトキ亦同シ但規則第二項ニ依ル場合ニ於テハ其期ヨリ八月五日ヲテトス

前項通知後異動アリタルトキハ其都度關係町村長ニ通知スヘシ前二項ノ通知ハ兒童
教育事務ヲ他町村ニ委託シタル場合ニ於テハ受託地ノ市町村ヲ經由シテ之ヲ爲スヘ
シ規則第八十八條ノ届書ヲ受理シタルトキ亦同シ

第四十二條 市町村長ニ於テ規則第八十一條第三項但書ニ依リ學齡簿謄本ヲ送付スル
トキハ元簿ニ兒童轉住年月日及謄本送付年月ヲ記載シ謄本トノ契印ヲ爲スヘシ

第四十三條 規則第九十條ノ兒童出席簿ハ別ニ定ムル所ノ様式ニヨリ毎日記入統計ス
ヘシ

第四十四條 市町村長及學務委員ハ其市町村立小學校ニ就キ時々兒童ノ就學又ハ出席
ヲ点檢シ其都度出席簿月日欄ニ檢印スヘシ

第四十五條 市町村長ハ規則第九十三條ニ依リ督促ヲナシタルトキハ其都度其結果ヲ
關係學校長ニ報告スヘシ

規則第九十四條ニ依リ監督官廳ノ督促アリタル後尙就學又ハ出席セシメサルトキハ
市町村長ハ遲滞ナク監督官廳ニ報告スヘシ

第四十六條 市町村長及市町村立尋常小學校長ハ規則第九十二條ニ該當セサルモ出席

不良ト認ムルトキハ規則第九十二條第九十三條ノ督促又ハ報告ヲナスヘシ

第四十七條 市町村長及市町村立尋常小學校ハ別ニ定ムル所ノ様式ニ依リ就學又ハ出
席督促ノ顛末ヲ記載シ置クヘシ

第四十八條 令第三十八條ニ依リ小學校長ニ於テ兒童ノ出席ヲ停止シタルトキハ其ノ
事由ヲ詳具シ監督官廳ニ報告スヘシ其ノ停止ヲ解キタルトキ亦同シ

第四十九條 兒童教育事務委託ノ場合ニ於ケル規則第九十一條第九十二條及第九十五
條並本則第四十五條第一項及第四十六條ノ報告ハ受託校長ヨリハ其ノ市町村長ヲ經
由シ委託市町村長ヨリハ受託市町村長ヲ經由スヘシ

第五十條 規則第八十八條ニ依リ當然入學セシムヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教
科ヲ修ムル兒童ノ就學又ハ出席ノ督促ニ關シテハ規則並本章ノ規定ヲ適用ス

學務委員年中行事

一 月

- 一 新年拜賀式ニ參列ノコト
- 二 始業式ニ付昇校ノコト
- 三 就學通知書發送ノコト
- 四 來年度ニ於ケル教育費豫算下調ニ關スルコト

二月

- 一 紀元節祝賀式ニ參列
- 二 就學ノ申立ヲ整理スルコト
- 三 就學ノ猶豫免除ノ申立ニ對シテ實地ノ調査
- 四 前項ノ事實止ムヲ得サルモノニ限リ監督官廳ノ認可ヲ受クル手續ヲナスコト
- 五 就學スヘキ兒童ヲ關係學校長ニ通知スヘキコト
- 六 學用品補給スヘキ兒童調査ノコト
- 七 教育費豫算調製

三月

- 一 兒童ノ入學ニ關スル準備ヲナスコト
- 二 證書授與式ニ參列
- 三 机腰掛塗板其他諸般ノ設備修繕等ニ注意スルコト

四月

- 一 入學式ニ參列
- 二 學年ノ始ニ付兒童ノ就學出席其他ノ狀況等視察スルコト
- 三 缺席及不就學兒童督促ノコト(毎月同様ナントモ特ニ本月督勵ノ必要アリ)
- 四 學級編制ノ届出
- 五 學齡兒童ノ新ニ就學セルモノ尋常科卒業ノモノ猶豫及免除ノ處分ヲナシタルモノヲ學齡簿ニ記入整理スルコト
- 六 兒童ノ身体檢査ニ立會フコト

五月

- 一 四月末日ニ於ケル就學不就學調査

六月

一 秋季學年開始ノ學校ニ於テハ新コ入學スヘキ兒童學齡簿ノ記入

七月

一 暑氣加フルヲ以テ一層學校清潔法ニ注意スルコト

八月

一 學校ノ定期清潔法實施ノコト

九月

一 夏期休業後ノ開校ニ付兒童ノ出席其他ノ狀況視察スルコト

十月

十一月

一 天長節祝賀式ニ參列

十二月

一 來學年ノ學齡簿調製

二 翌年就學スヘキ學齡兒童全部及從前猶豫免除シタルモノ及引續缺席中ノモノヲ調査

三 校舍校具ノ設備ニ關シ調査ヲナスコト

四 學齡兒童ノ出寄留者ニ對シ學籍送付ノ手續ヲナスコト
他ノ月ニ於テモ其都度前項ノ手續ヲナスコト

時期ニ拘ハラズ注意スヘキ事項

- 一 時々昇校シテ兒童出席簿ニ捺印シ缺席兒童ノ督促ヲナスコト
- 二 暴風雨洪水出火等非常ノ場合ハ直ニ昇校シ諸般ノ事ニ注意スルコト
- 三 兒童ノ鎮守祭參拜ニ附添フコト
- 四 父兄懇話會母姉會青年會等ニ出席スルコト
- 五 學校基本財産蓄積等ニ關シ特ニ實行ニ注意スルコト

- 六 學校林樹栽等ノ實行ニ注意スルコト
- 七 傳染病アル場合ニハ特ニ昇校シテ衛生上ニ注意スルコト
- 八 校舍修繕並ニ必要ナル校具及圖書ノ調達ニ始終注意スルコト
- 九 カメテ他町村ノ學事ノ狀況視察ヲナスコト

明治四十三年四月五日印刷
 明治四十三年四月十一日發行

定價金拾圓錢

著作者 豐 永 狷 介

和歌山市北田邊町一六番地

發行者 由 比 精 三 郎


和歌山市十三番丁一番地

發行所 爲 森 商 店

和歌山市久保町二丁目廿六番地

印刷者 爲 森 新 三 郎

和歌山市久保町二丁目廿六番地



259
1068

